

届出保育施設立入調査結果(作成日 令和6年9月11日)

施設名	姫路ヤクルト販売(株)姫路センター保育所（ミルミルハウス）
設置者、設置者法人番号	姫路ヤクルト販売 株式会社(3140001061041)
立入調査実施日	令和6年2月27日

指摘事項

指摘内容		改善状況
安全計画について	安全計画が策定されていなかった。ついては、以下のとおり対応すること。 ・児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うため、施設における安全に関する事項についての計画を策定すること。 ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。	改善済
救命措置の訓練について	職員に対する救命措置の訓練が実施されていない。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。	改善済

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容		改善状況
消火器の点検について	令和2年7月6日の総合点検以降、消火用具（消火器）の点検が行われていなかった。法令上、年1回の総合点検に加え、6か月ごとの外観・機能点検が必要であるので、適切に点検を行うこと。	改善済
消火訓練について	避難訓練を毎月実施しているが、消火訓練を実施していない月がある。消火の訓練についても毎月1回以上実施すること。	改善済
施設及びサービスに関する内容の掲示について	施設内に掲示している施設及びサービスに関する情報について、以下の項目の記載がないので、記載すること。 ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	改善済
秘密保持について	以下の措置が確認できなかったため、対応すること。 ・小学校等他の機関に子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。	改善済

サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について	サービス利用者に対する契約内容の書面交付について、「利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先」の記載がなかった。利用契約の成立時には、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則第49条の6に規定する内容をもれなく利用者に書面にて交付すること。 記載する内容は以下のとおり。 ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ③施設の名称及び所在地 ④施設の管理者の氏名及び住所 ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容 ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	改善済
安全管理について	施設内巡回時において確認された以下の点について、安全上の観点から改善策を講じること。 ・保育室内に直径1.5cm程度のマグネットが使用されていた。球形の場合直径4.5cm以下、球形でない場合直径3.8cm以下のものは口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないこと。 ・画鋲が使用されていたが、落下防止策（セロテープ等で画鋲を固定）ができていなかった。画鋲を使用するときには落下防止策を施すこと。	改善済
保育従事者の専門性の向上について	職員に対する研修が未実施であった。施設内外の研修への参加及び情報共有等により、保育従事者の人間性と専門性の向上に努めること。	改善済